

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、<u>第五十四条第一号又は第五十六条第一号</u>（第十条に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪</p> <p>四十三 五十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、<u>第五十五条第一号又は第五十六条第一号若しくは第三号</u>に規定する罪</p> <p>四十三 五十八（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～四十一（略）</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、<u>第五十四条第一号</u>又は第五十六条第一号（第十条に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪</p> <p>四十三～五十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～四十一（略）</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、<u>第五十五条第一号</u>又は第五十六条第一号若しくは第三号に規定する罪</p> <p>四十三～五十八（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一号</u>の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第五十二条第一号若しくは第二号、第五十四条第一号又は第五十六条第一号（第十条に係る部分に限る。）</u>若しくは<u>第三号に規定する罪</u></p> <p>四十三 五十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一号</u>の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第五十二条第一号若しくは第二号、第五十五条第一号又は第五十六条第一号若しくは第三号に規定する罪</u></p> <p>四十三 五十八（略）</p>

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～四十一（略）</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、<u>第五十四条第一号又は第五十六条第一号</u>（第十条に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪</p> <p>四十三～五十八（略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～四十一（略）</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、<u>第五十五条第一号又は第五十六条第一号</u>若しくは第三号に規定する罪</p> <p>四十三～五十八（略）</p>

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)。第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 四十一 (略)</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十二条第一号若しくは第二号、<u>第五十四条第一号又は第五十六条第一号</u>(第十条に係る部分に限る。)<u>若しくは第三号に規定する罪</u></p> <p>四十三 五十八 (略)</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)。第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 四十一 (略)</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十二条第一号若しくは第二号、<u>第五十五条第一号又は第五十六条第一号若しくは第三号に規定する罪</u></p> <p>四十三 五十八 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 四十一 (略)</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十二条第一号若しくは第二号、<u>第五十四条第一号</u>又は第五十六条第一号(第十条に係る部分に限る。)(若しくは第三号に規定する罪</p> <p>四十三 五十八 (略)</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 四十一 (略)</p> <p>四十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十二条第一号若しくは第二号、<u>第五十五条第一号</u>又は第五十六条第一号若しくは第三号に規定する罪</p> <p>四十三 五十八 (略)</p>